

「船舶設備規程」の一部改正に関するパブリックコメントについて

平成 20 年 10 月
海事局安全基準課

1. 経緯

近年、我が国近海において、水中翼型超高速船(ジェットフォイル等)が航行中に流木や鯨類と衝突する事故が相次いでおり、水中翼船のより安全な運航を確保することが重要となっている。

これらの状況に鑑み、国土交通省、学識経験者、運航事業者等からなる「超高速船に関する安全対策検討委員会」において、「衝突を回避するための対策」及び「衝突した場合の被害を低減するための対策」について、ハード及びソフトの両面から検討を行い、平成 18 月 8 月、衝撃吸収効果の高い座席等について「中間取りまとめ」が行われている。

今般、超高速船安全対策ワーキンググループにおいて、水中翼船の衝突時の被害軽減のための椅子席用ベルトとの要件及びその他の一般の高速船の椅子席用ベルトの要件の検討結果が取りまとめられたことを受け、船舶設備規程について以下の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 下表左欄の総トン数区分に応じ、右欄に掲げる速力以上の最大航海速力を有する旅客船(以下、「高速旅客船」という)に設ける客席を椅子席のみに限る(ただし、航路、使用形態等を踏まえ管海官庁が差し支えないと認める場合は、椅子席以外の客席を設けることも認められる。)(船舶設備規定第 97 条関係)

総トン数	最大航海速力
20 トン以上 50 トン未満	25 ノット以上
50 トン以上 100 トン未満	30 ノット以上
100 トン以上 800 トン未満	35 ノット以上

(総トン数 20 トン未満及び 800 トン以上の船舶には適用しない。)

(2) 椅子席(客室及び操舵室に設けられる椅子席)の基準に以下の要件を追加する。

<要件>

①高速旅客船の椅子席へのベルトの設置(船舶設備規程第 98 条及び第 115 条の 23 の 3 関係)

高速旅客船の椅子席には、衝撃時に乗船者が前方に移動することを防止するためのベルト又は管海官庁がこれと同等以上と認めるものを備え付けることとする。

②水中翼船の椅子席へのベルトの設置(船舶設備規程第 98 条及び第 115 条の 23 の 3 関係)

水中翼船の椅子席には、①の規定にかかわらず、衝突時に拘束力を保持する装置(緊急ロック式巻取装置)を有するベルト又は管海官庁がこれと同等以上と認めるものを有するベルトを備え付けることとする。

3. スケジュール(予定)

公布: 12 月上旬

施行: 12 月上旬